

標津町簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 標津町

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 令和 2 年 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給 水

供 用 開 始 年 月 日	昭 和 30 年 5 月 30 日	計 画 給 水 人 口	6,104 人
法 適 (全 部 ・ 財 務) ・ 非 適 の 区 分	非適 令和6年4月1日 適用予定	現 在 給 水 人 口	5,153 人
		有 収 水 量 密 度	48.86 千m ³ /ha

② 施 設

水	源	☒ 表流水， ☐ ダム， ☐ 伏流水， ☐ 地下水， ☐ 受水， ☐ その他 (複数選択可)				
施 設 数	浄水場設置数	5	管 路 延 長	導水管 8, 8	千 m	
	配水池設置数	6		送水管 3, 0 配水管 254, 8		
施 設 能 力	6,594	m ³ /日	施 設 利 用 率	61.22		%

③ 料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	算定区分を、家事用以下9種類に分類し、それぞれ水量及び時間により基本料金並びに超過料金を設定しています。 また、農業用水道及び特殊業務については、家事用より低額とし、本町の基幹産業である農業並びに漁業の振興を推進しています。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平 成 9 年 4 月 1 日	

簡易水道料金は、下記料金表にて算定した額に、100分の110を乗じた額です。

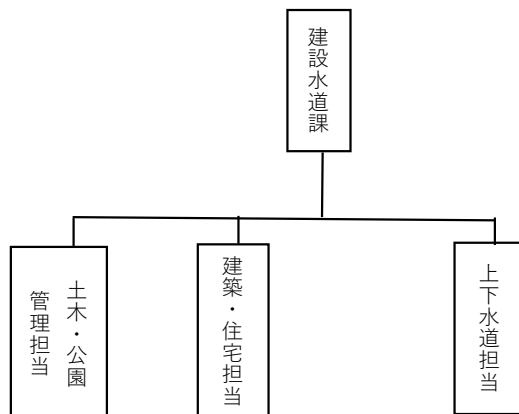
<料金表>

区分	料金(1か月)				
	基本水量等		基本料金	超過料金 (1m ³ 増すごとに)	備考
家 事 用	1世帯(戸)につき	5m ³ まで	952		
		5m ³ を超え8m ³ まで	1,190	114	
団 体 用	1戸につき	10m ³ まで	1,428	133	
営 業 用	1戸につき	10m ³ まで	1,428	133	
特 殊 業 務 用	1戸につき	40m ³ まで	3,809	76~95	「水産加工場等に対する水道料金の算定に関する規則」
浴 場 用	1戸につき	100m ³ まで	952	23	
観 賞 用	1m ³ につき		238	—	
臨 時 用	1m ³ につき		333	—	
船 舶 用	1m ³ につき		285	—	
私設消火栓 使用料	10分ごとに		476	—	
農 業 用	1世帯(戸)につき	30m ³ まで	2,857		
		30m ³ を超え40m ³ まで	3,809	57	

④ 組 織

簡易水道をつかさどる部署は役場組織の建設水道課にあり、課長を含め簡易水道及び下水道を6人の職員で運営しています。6人中3人が50歳代、40歳代1人、2人が30歳以下と職員の年齢に偏りが見られます。
また、技師のうち半数が50歳代であるため、今後の技術職員の補充が急がれます。

<組織体制>



<職員数・職種・年齢構成等>

	課長 (技師)	水道担当 (技師)	下水道担当 (技師)	管理担当 (事務)	業務担当 (事務)	合計
61歳～	人	人	人	人	人	人
51～60歳	1人	0.5人	0.5人	1人	人	3人
41～50歳	人	人	人	人	1人	1人
31～40歳	人	人	人	人	人	人
～30歳	人	1人	1人	人	人	2人
合計	1人	1.5人	1.5人	1人	1人	6人

(2) これまでの主な経営健全化の取組

以前は4か所あった水源施設を2か所に集約し、薫別・崎無異地区をアシスビオマナイ川、それ以外の地区をウラップ川供給からしています。
また、平成26年度より、薫別・崎無異地区に、より安定した供給を目的とし、道道改良工事に併せ、標津地区簡易水道から薫別地区簡易水道への配水ができるよう、薫別水道連絡管設置工事を施工しています。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

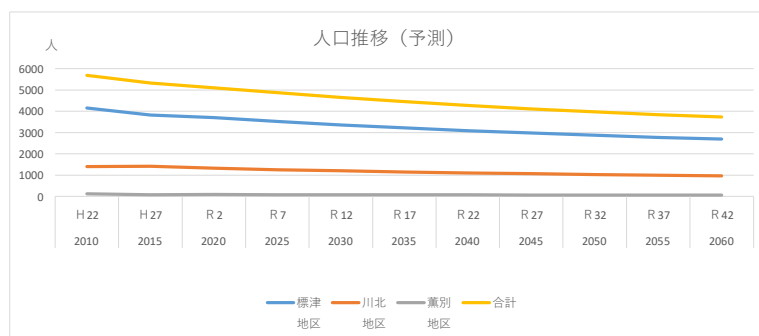
※ 直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付。

今後、起債償還額の増加に加え、施設台帳整備や企業会計適用に伴う経費が増加していく見込みであるため、より早急に料金改定が必要になってくる見込みです。

2. 将来の事業環境

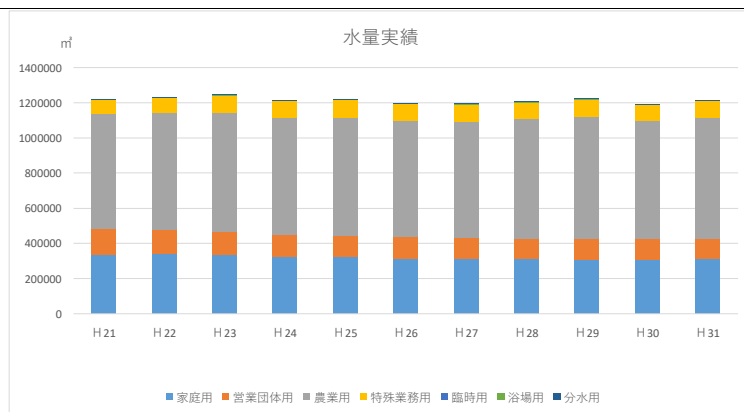
(1) 給水人口の予測

過去10年の減少率を勘案し、各簡水ごとに推計しています。平成21年度末の行政人口は5,753人で、毎年1.4%程度の減少が続いた後、平成28～29年度は減少率が鈍化しましたが、令和5年度頃には5,000人を割る見込みです。



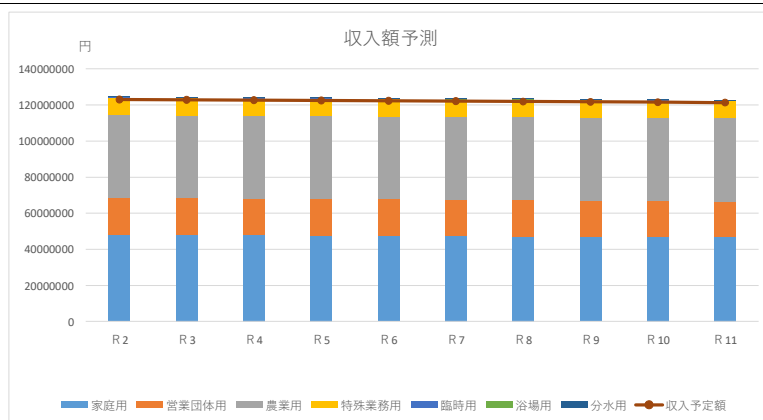
(2) 水需要の予測

人口は減少の一途をたどっており、家庭用及び営業団体用は減少傾向にありますが、農業用は増加しており、概ね横ばいの状態が続いています。



(3) 料金収入の見通し

令和2年度分については、家庭用、営業団体用は、平成26～31年度の税抜き金額の平均額に、平均の減少率を乗じ、消費税10%を乗じました。農業、特殊業務用、臨時用、浴場用、分水用については、平成26～31年度の税抜き金額の平均額に消費税10%を乗じました。
令和3年度以降は、家庭用については、基本料金1,190円×12か月×5世帯減×消費税10%＝78,540円を毎年減額しました。営業団体用については、毎年、平均減少率を乗じました。それ以外は令和2年度の金額と同額を算定しました。
人口減少に対し、水量はおおむね横ばいのため、家庭用、営業団体用は減額とし、全体としては緩やかな減少としました。



(4) 組織の見直し

現在は水道技術管理者が水道と下水道を兼務していますが、令和3年度で定年退職となるため、早急に技術職員の補充が必要です。また、技術の継承を考え、最低でも、技術職員2名体制は確保していきたいと思います。

	2019年度	2020年度	2030年度	2040年度	2050年度
水道担当	2.5	1.5	2	2	2
下水道担当	1.5	1.5	2	2	2
事務職員	2	2	2	2	2
合計	6	5	6	6	6

3. 経営の基本方針

町全体での水道普及率は99.3%に達しているため、今後は施設・設備の維持管理に重点を置き、事業を継続していきます。現在は浄水場の耐震補強工事を順次行っていますが、計装設備についても耐用年数が過ぎているものもあることから、こちらを優先的に更新工事を進めてまいります。また、安全・安心な水道水を安定的に供給できるよう、道道薫別川北線の道路改良工事に併せ、薫別地区水道連絡管の設置工事を進めています。なお、昭和57年より料金改定は行われず、消費税導入時に内税にしたことにより、実質減額改定された状態が続いています。昨今の工事費等に係る人件費の高騰等により、起債借入額が高額になってきており、償還額も増加傾向にあることから、今後の事業継続に適正な料金算定が必要になるため、料金改定に向けた検討を始めなければならない時期に来ています。

4. 投資・財政計画（収支計画）

(1) 投資・財政計画（収支計画）：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目	標	薫別地区水道連絡管整備事業、耐震化事業を継続し、計装設備更新事業を開始することとし、安定した給水事業に努めます。
---	---	--

平成26年度より行っている薫別地区水道連絡管整備事業は、道道の改良工事に合わせて行っているため、現在中断していますが、令和5年度に最終工程の工事を行う予定です。
耐震化事業につきましては、川北浄水場の一部及び茶志骨浄水場の工事が終了し、令和4年度から令和7年度まで、茶志骨導水管に係る設計、工事を開始する予定です。さらに、令和10年度から令和12年度にかけて、標津北部配水池等の工事を予定しております。また、令和4年度～5年度に、古多糠水管橋の設計委託を予定しています。
計装設備更新事業につきましては、令和元年度に作成いたしました、設備更新等基本計画に基づき、令和2年度から令和9年度にかけて順次更新する予定です。
また、令和2年度より、公営企業法適用事業を開始し、令和5年4月1日に公営企業法の適用を目指します。
上記事業につきましては起債対象事業であるため、財源は簡水事業債を充当します。
さらに、水源開発事業として、令和6年度から8年度に、茶志骨及び古多糠の水源開発調査を予定しています。また、令和6年度には、水道事業ビジョン・アセットマネジメント策定及び水道施設台帳整備を、令和9年度から11年度にかけて危機管理マニュアル、水安全計画、BCP(事業継続計画)の作成を予定しており、これらについては起債対象外となることから、財政調整基金を取り崩し、充当することとしています。

② 収支計画のうち財源についての説明

目	標	起債対象事業については、可能な限り公営企業債のみならず過疎対策事業債、辺地対策事業債の借入を申請し、返済利息を抑えるよう努めます。 また、安易な基金取崩とならないよう、水道使用料の料金改定を検討します。
---	---	--

現在、人口減少は進んでおり、市街地での水量の減少は見られますが、酪農地域においては牛の頭数増加に合わせて水量が伸びており、おおむね横ばいが続いております。
しかし、牛の頭数も今後さほど大きく増加するものではないと思われるため、人口に比例し減少に転じることが予想されます。さらに予定している工事等をそのまま進めれば、現在1億7千万円ほどの財政調整基金は、今後5年程度で底をつきます。
そうならないために、事業の精査はもちろんですが、料金も改定すべき時に来ていると思われるので、早急に料金改定の検討に着手する予定です。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託料は作業内容にほぼ変化がないため、おおむね横ばいで計上しています。 修繕費については、余裕を持たせた予算計上をしていますので、これも横ばいで計上しています。 職員給与費については、3.5人分を計上していますが、0.5人分については令和3年度に定年退職する技師のため、0.5人分を再任用で計上しています。
--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	特になし
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI等の導入等)	特になし
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等による投資の平準化)	令和元年度に策定した設備更新等基本計画に基づき、更新の優先順位やかかる経費を考慮し、投資の平準化を図ってまいります。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	現在進めている薫別地区水道連絡管整備事業により、完成すればウラップ水源からの配水になるため、薫別浄水場は通常稼働ではなく、予備施設となります。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	施設の情報管理を進め、適切な設備更新に努めます。
その他の取組	特になし

② 財源についての検討状況等

料 金	早急に料金改定の検討に着手しますが、急激な増額にならぬよう激変緩和を検討してまいります。
企 業 債	起債を、初めからすべて水道事業債に申請するのではなく、できる限り過疎対策事業債及び辺地対策事業債の借入を検討します。
繰 入 金	現在、ほとんど一般会計繰入金は繰り入れていませんが、料金改定の状況によっては、今後基準内繰入分の繰入については、大いに検討の余地があります。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	特になし
その他の取組	人件費について、令和4年度以降0.5人分で計上しているが、技術の継承を考えると、早急に1名補充するのが得策であるため、その場合にはさらなる財源確保が必要になってくるため、料金改定に影響してきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	毎年度、収支計画及び経営比較分析表の更新を行います。
-------------------------	----------------------------

経営比較分析表（令和元年度決算）

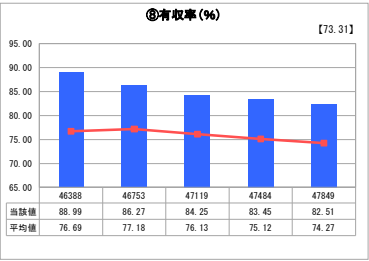
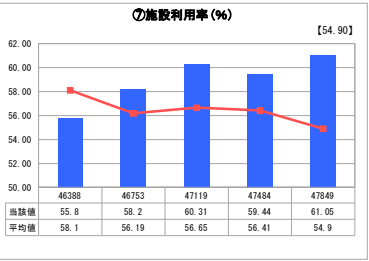
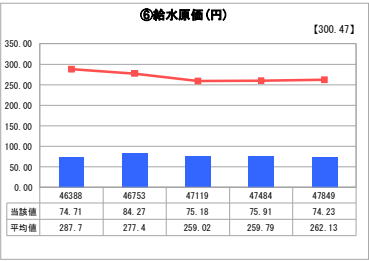
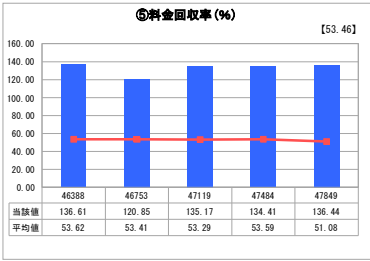
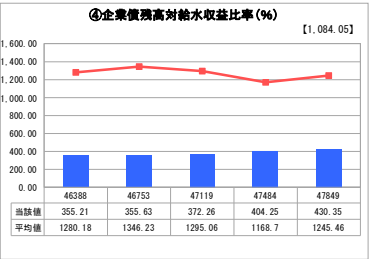
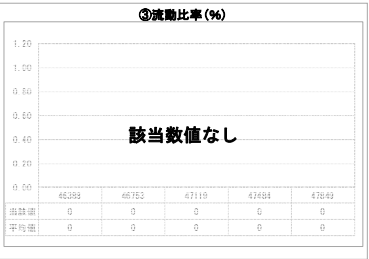
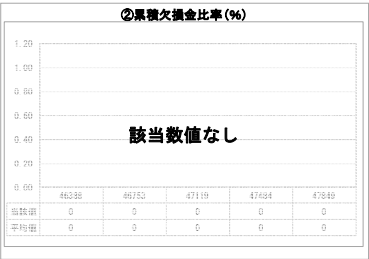
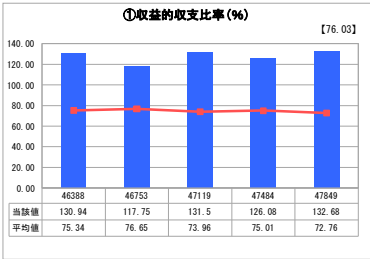
北海道 標津町

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D2	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)	
-	該当数値なし	99.34	2,813	

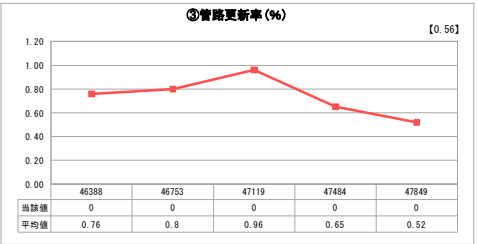
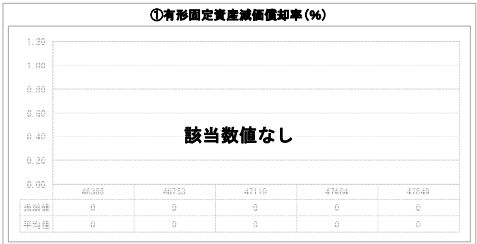
人口(人)	面積(k㎡)	人口密度(人/k㎡)
5,243	624.69	8.39
現在給水人口(人)	給水区域面積(k㎡)	給水人口密度(人/k㎡)
5,153	248.80	20.71

グラフ凡例
■ 当該団体値（当該値）
— 類似団体平均値（平均値）
【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率について
単年度収支では黒字を保っているが、今後は人口減による料金収入の減及び施設の更新投資が控えていることから、料金改定や一般会計からの繰入金等、財源確保が必要になる。

④企業債残高対給水収益比率について
起債残高は、管路等の耐震補強工事及び計装設備の更新工事を始めるため、しばらくは増額に転じ、加えて料金収入も減額になる見込みのため、右肩上がり推移していくことが予想され、給水収益だけでは償還しきれなくなる可能性があり、料金改定が必要になってくる。

⑤料金回収率について
供給率値、給水原価とも横ばい状態だが、今後料金収入は減額に転じ、数年後から起債償還金が増額になる見込みのため、料金回収率は下降する見込み。早めの料金改定が必要になってくる。

⑥給水原価について
管路等の耐震補強工事及び計装設備の更新工事が進めば、償還金は令和5年ごろより増加に転じるので、今後は上昇傾向になる見込み。

⑦施設利用率について
一部給水経路の変更、漏水修理等により、配水量が伸び上昇傾向にある

⑧有収率について
有収水量はほぼ横ばいだが、排水量が増加している。

2. 老朽化の状況について

③管路更新率について
更新率は0%になっているが、H16～22年度にかけて配水管を右廻管から塩ビ管へ更新しているため、他の管更新は急ぐものではない。

全体総括

現在の単年度収支は黒字となっているが、起債残高はH27年度、償還額はR3年度より増加に転じ、今後、管路等の耐震化及び計装設備の更新工事が始まると、起債残高はR12年度、償還額はR13年度にピークを迎える見込みで、R元年度の償還額の2倍以上になる見込みである。早急に財源確保の手立てを考えなければならぬ。

(単位：千円、%)

年 度		前々年度	前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収 益 的 収 入	1 総 収 入 益 (A)	142,962	139,700	141,673	134,708	146,556	143,806	139,297	145,974	152,364	138,377	142,079	136,639
	(1) 営 業 収 入 益 (B)	142,962	139,700	141,673	134,692	142,412	139,932	137,260	137,657	143,830	138,331	142,042	136,611
	ア 料 金 収 入	121,803	123,128	121,944	119,050	124,272	124,077	123,882	123,687	123,492	123,297	123,103	122,908
	イ 受 託 工 事 収 入 益 (C)	21,159	14,985	19,729	15,641	18,139	15,854	13,377	13,969	20,337	15,033	18,938	13,702
	ウ そ の 他		1,587		1	1	1	1	1	1	1	1	1
	(2) 営 業 外 収 入 益	0	0	0	16	4,144	3,874	2,037	8,317	8,534	46	37	28
	ア 他 会 計 繰 入 金				16	61	81	73	64	55	46	37	28
	イ そ の 他					4,083	3,793	1,964	8,253	8,479			
	2 総 費 用 (D)	80,350	78,388	92,471	95,635	94,329	97,601	92,598	97,454	108,511	110,794	114,833	121,651
	(1) 営 業 費 用	72,867	70,997	83,289	84,078	81,633	79,298	77,128	77,767	84,565	78,557	83,458	77,951
	ア 職 員 給 与 費	12,961	12,695	15,032	14,739	14,965	15,175	15,372	15,549	15,709	15,055	15,991	16,160
	イ そ の 他	59,906	58,302	68,257	69,339	66,668	64,123	61,756	62,218	68,856	63,502	67,467	61,791
	(2) 営 業 外 費 用	7,483	7,391	9,182	11,557	12,696	18,303	15,470	19,687	23,946	32,237	31,375	43,700
	ア 支 払 利 息	6,347	5,998	7,327	7,544	10,394	13,280	15,470	19,687	23,946	24,683	25,762	35,771
	イ そ の 他	1,136	1,393	1,855	4,013	2,302	5,023				7,554	5,613	7,929
資 本 的 収 入	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	62,612	61,312	49,202	39,073	52,227	46,205	46,699	48,520	43,853	27,583	27,246	14,988
	1 資 本 的 収 入 (F)	62,800	69,003	57,606	90,012	111,198	96,567	180,189	184,533	47,373	89,423	93,980	116,005
	(1) 地 方 方 債	62,800	64,400	54,400	87,500	110,600	95,700	170,900	180,000	37,000	45,000	43,800	50,000
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金		4,603		58	598	867	875	884	893	902	911	920
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他			3,206	2,454	0	0	8,414	3,649	9,480	43,521	49,269	65,085
	2 資 本 的 支 出 (G)	108,104	130,315	106,808	129,085	163,425	142,772	226,888	233,053	91,226	117,006	121,226	130,993
	(1) 建 設 改 良 費	75,060	103,413	80,418	101,982	133,796	105,060	185,726	189,687	46,800	70,777	70,223	75,744
	ウ ち 職 員 給 与 費	12,087	8,023	9,238	9,684	8,196	8,360	8,507	8,637	8,800	10,777	11,423	11,744
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	33,044	26,902	26,390	27,103	29,629	37,712	41,162	43,366	44,426	46,229	51,003	55,249
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他												
資 本 的 支 出	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 45,304	△ 61,312	△ 49,202	△ 39,073	△ 52,227	△ 46,205	△ 46,699	△ 48,520	△ 43,853	△ 27,583	△ 27,246	△ 14,988
	収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	17,308	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	積 立 金 (K)												
	前年度からの繰越金 (L)												
	前年度繰上充用金 (M)												
	形 式 収 入 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	17,308	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)												
	実 質 収 支 黒 字 (P)	17,280	0	0					0	0	0	0	0
	(N)-(O) 赤 字 (Q)												
	赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
	収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	126	113	119	118	112	102	96	91	87	80	77	68
	地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額 (R)												
	営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	121,803	124,715	121,944	119,051	124,273	124,078	123,883	123,688	123,493	123,298	123,104	122,909
	地方財政法による $((R)/(S) \times 100)$												
○他会計繰入金	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (T)												
	健全化法施行規則第6条に規定する $((T)/(V) \times 100)$												
	解消可能資金不足額 (U)												
	健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
	健全化法第22条により算定した $((T)/(V) \times 100)$												
	資金不足比率 (W)												
	他 会 計 借 入 金 残 高 (X)	492,389	529,887	547,997	608,395	689,444	753,974	891,546	1,036,213	1,037,177	1,046,218	1,051,704	1,060,972
	地 方 債 残 高												
	地 方 債 残 高												
	地 方 債 残 高												
	地 方 債 残 高												
	地 方 債 残 高												
	地 方 債 残 高												
	地 方 債 残 高												
	地 方 債 残 高												
年 度		前々年度	前年度	本年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
区 分		(決算)	(決算見込)										
収 益 的 収 支 分	ウ ち 基 準 内 繰 入 金	0	0	0	7	61	81	73	64	55	46	37	28
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金				7	61	81	73	64	55	46	37	28
	資 本 的 収 支 分	0	4,603	0	62	598	867	875	884	893	902	911	920
合 計	ウ ち 基 準 内 繰 入 金		4,603		62	598	867	875	884	893	902	911	920
	ウ ち 基 準 外 繰 入 金												
合 計		0	4,603	0	69	659	948	948	948	948	948	948	948

(※) 平成30年度地方債同意等基準運用要綱第一の一の4に該当する事業が作成する「収支計画」について、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け総財令第107号・総財第73号・総財第83号)に定める「経営戦略」を未策定の団体については、本様式により提出すること。